

令和6年12月2日からの医療機関等の受診方法について

令和6年12月2日から「マイナ保険証」の活用を基本とする制度に変わりました
(発行済みの保険証は最長で令和7年12月1日まで使用可能です)。
医療機関の受診方法は次の通りです。

詳しい受診方法はこちらの動画をご覧ください

受診方法	年	令和6年					令和7年												令和8年							
	月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
保険証						制度改正日(令和6年12月2日)												経過措置期間終了 (令和7年12月1日) ※経過措置期間 終了後使用不可								
マイナ保険証																										
医療情報等で オンライン資格 確認が利用で きない場合	マイナポータル +マイナ保険証																									
	資格情報のお知らせ +マイナ保険証																									
資格確認書																										

従業員の方が退職等された際の保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の返却について

保険証	令和7年12月1日までの資格喪失の場合、資格喪失届に保険証を添付して返却してください。 令和7年12月2日以降の資格喪失の場合、保険証の返却は不要です。
資格情報のお知らせ	返却は不要です。
資格確認書	有効期限内の資格喪失であれば、資格喪失届に添付して返却してください。 有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。

がんと診断されたあなたに知ってほしいこと

がん相談支援センターが力になります

がんと診断されて、不安を感じることは自然なことです。これからの治療や生活など、誰に相談したらよいのか、どのように調べたらよいのか、わからないこともあるかもしれません。

京都府がん総合相談支援センターでは、がんの治療や副作用をはじめ、医療費や仕事の相談などにも幅広く応じています。どんなことでもご相談ください。

0120-078-394 相談時間 9:00~12:00 / 13:00~16:00 (土日祝・年末年始は除く)

発行者 全国健康保険協会 京都支部 〒600-8522 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町28-2大和証券京都ビル2F
075-256-8630(代表) 受付時間 8:30~17:15(土日祝・12/29~1/3除く)

2025

OI

全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ

健康保険 きょうと

職場内で掲示・回覧をお願いいたします



令和6年度「医療費のお知らせ」を
お送りしております

協会けんぽでは、加入者(被保険者・被扶養者)の皆さまにご自身が1年間にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年に1回「医療費のお知らせ」を事業主さま宛にお送りしております。

対象期間

主に令和5年9月~令和6年8月診療分

事業所のご担当者さまへ

被保険者(従業員)別に封緘されておりますので、
開封せずに従業員の方にお渡しください。

掲載されている情報

受診された方のお名前、診療年月、医療機関名、
医療機関ごとにかかった医療費等

様式例

〒160-0004 新宿区四谷1-6-1 YOTSUYA TOWER 6階 〇〇株式会社 健康 太郎 様		全国健康保険協会〇〇支部 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 加:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
医療費のお知らせ			
健康保険の記号番号 11111111-111		被保険者氏名 健康 太郎	
診療を受けた方 健康 太郎 様	診療 年月 03.1	診療 区分 外来	日 数 1
医療機関名等 けんぽ総合病院		医療費の 総額(円) 3,560	診療内容の 別当額(円) 2,492
加算等の 別当額(円) 1,068		加算等の 別当額(円) 0304 10000000002	

「医療費のお知らせ」に関するご質問は、チャットボットをご利用ください

便利です!



「医療費のお知らせ」の再発行はできますか?
いつからいつまでの「医療費のお知らせ」を発行できますか? など



マイナンバーカードを保険証として登録すると、マイナポータルから「医療費通知情報」の確認ができます。ぜひご利用ください。

資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)の
配付をお願いします

令和6年12月2日からマイナ保険証[※]で医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへの移行に伴い、令和6年9月に「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」をお送りしました。

従業員さまへの配付にご協力いただき、ありがとうございました。

その際にお知らせしておりました、下記対象者に該当する方の「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を令和7年1月下旬から順次お送りいたしますので、お手数をおかけしますが、従業員さまへの配付にご理解・ご協力をよろしくお願いします。

※健康保険証を利用登録したマイナンバーカード

対象者

令和6年6月10日から令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得(扶養認定)された加入者のうち、令和6年12月6日時点で健康保険に加入されている方



生活習慣病予防健診の受診はお済みですか



**今年度の補助は3月末まで！
年度末は予約が込み合いますのでお早めにご予約をお願いいたします。**

定期的に自分の健康状態をチェックすることが、病気の早期発見・早期治療につながり、生活習慣改善の機会にもなります。1年に1度は健診を受けましょう。

補助を
使わないなんて
もったいない！

生活習慣病予防健診（一般健診）について

受診対象

35歳以上

(35歳～74歳の被保険者)

検査内容

- 診察等
- 問診
- 身体計測
- 血圧測定
- 尿検査
- 血液検査
- 心電図検査
- 胃部レントゲン検査
- 胸部レントゲン検査
- 便潜血反応検査
- 眼底検査
(医師の判断により実施)

自己負担額

最高 5,282円

補助のない場合
18,865円相当

※協会けんぽの補助は年度に1度しかご利用いただけませんので、ご注意ください。

受診までの流れ

お手続きは簡単3STEP！

STEP
01

健診機関を選ぶ

STEP
02

電話で予約

STEP
03

受診



予約の際に、「生活習慣病予防健診（協会けんぽ）の補助を利用する」旨を健診機関にお伝えください。

健診機関の一覧・予約の
空き状況についてはこちら ▶



健診後の行動が重要です！

検査や治療が必要と判断された方

速やかに医療機関へ受診ください



「要治療」「要精密検査」の判定

早めの治療

重症化の予防

京都支部加入の健診受診者の中で血圧・血糖・脂質が「要治療」や「要精密検査」と判定された方の医療機関への受診率は**全国で45位**(令和4年健診受診者分)と低くなっています。

詳細はこちら ▶



生活習慣病発症のリスクがあると判断された方

特定保健指導の利用



保健師・管理栄養士による健康サポートを**無料**で受けられます。※40歳以上の方のうち対象となった方

早期の段階で取り組み、生活習慣病の発症や重症化を防ぎましょう。

詳細はこちら ▶



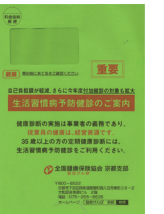
令和7年度 健診のご案内



令和7年度の生活習慣病予防健診と特定健診についてお知らせします。

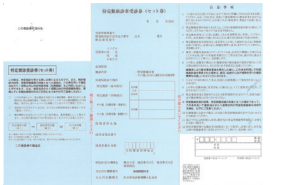
被保険者さまの健診について：生活習慣病予防健診

生活習慣病予防健診のご案内を、**3月下旬に事業所さま**にお送りします。同封している「生活習慣病予防健診対象者一覧」により、一般健診、付加健診、乳がん検診、子宮頸がん検診の補助対象者を確認することができますので、従業員の方の健診にご利用ください。



被扶養者さまの健診について（ご家族）：特定健診

特定健診のご案内を、**4月上旬に加入者（被保険者）さまのご自宅**にお送りします。補助の利用に必要な受診券を同封しておりますので、ご確認をお願いいたします。



退職後の健康保険について

退職などで健康保険の資格がなくなった後は、ご自身で次の健康保険への加入手続きが必要です。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険の被扶養者
手 続 き	お住まいの都道府県の協会けんぽへ 資格取得申出書を提出	お住まいの市区町村役場の 国民健康保険担当課へ届出	ご家族の事業所を 通じて届出
加入条件	・退職日までに被保険者期間が継続して 2か月以上 あること ・退職日の翌日から 20日以内※ に資格 取得申出書を提出（必着）すること ※提出期限が土日・祝日の場合は、 翌営業日までとなります	お住まいの市区町村役場の 国民健康保険担当課へご相談 ください	被扶養者としての認定 基準を満たすこと
保 険 料	在職時の 約2倍 （上限あり） ※原則2年間変更なし（保険料率の変更 等を除く） ※被扶養者の保険料負担はなし	加入する世帯の人数や前年の 所得等により決定 ●軽減制度があります	被扶養者の負担はなし

「特例対象被保険者」に対して国民健康保険料を軽減する制度があります

倒産・解雇などにより失業された方（特定受給資格者及び特定理由離職者）には国民健康保険料の軽減制度があります。任意継続の保険料より安くなるケースがありますので、お住まいの市区町村役場へご相談ください。

